公益社団法人あおもり農業支援センター

新規就農者養成研修事業研修生募集要領

平成31年４月26日制定

令和２年４月30日一部改正

令和２年11月16日一部改正

令和３年４月30日一部改正

令和４年５月12日一部改正

令和５年５月24日一部改正

令和５年７月19日一部改正

令和６年４月25日一部改正

令和７年５月２日一部改正

１　趣　旨

新規就農者育成総合対策（就農準備資金）及び新規就農者確保緊急円滑化対策（就農準備支援資金）による資金（以下「準備資金」という。）の交付を受けて農業研修を受ける新規就農希望者を募集します。

本研修は、準備資金の交付対象となるものですが、当該資金の交付を確約するものではありません。

また、準備資金を受けた場合、研修実施状況や研修終了後の就農状況によっては、その一部又は全額の返還義務が生じることがあります。

２　研修の対象者

本事業の対象となる研修生は、農林水産事務所、市町村及び公益社団法人あおもり農業支援センター（以下「センター」という。）において就農相談を受けた者とし、次の要件を全て満たす者とします。

（１）就農予定時の年齢が、原則50歳未満であり、次世代を担う農業者となることについての強い意欲を有し、研修を十分に履行できる健康状態にあること。

（２）センターが指定する受入農業経営体又は青森県が認定した研修機関（以下「受入農業経営体等」という。）の下での実践的な研修とセンターが実施する座学研修を受講すること。

（３）研修期間（お試し研修の期間を含む、以下同じ。）が概ね１年かつ概ね年間1,200時間以上であること。

（４）研修期間中に、常勤（週35時間以上で継続的に労働するものをいう。）の雇用契約を締結しないこと。

（５）原則として生活費を目的とした国の他の事業による給付等を受けていないこと。

（６）研修期間中の不慮の事故等に備え、研修開始前に傷害保険及び個人賠償責任保険に加入すること。

（７）前年の世帯（本人のほか、同居又は生計を一にする別居の配偶者、子及び父母が該当する。以下同じ。）全体の所得が600万円以下であること。ただし、600万円を超える場合であっても、生活費の確保の観点から支援対象とすべき切実な事情がある場合は、認めることを可能とする。

３　研修方法

（１）研修生の希望する作物や地域を踏まえて受入農業経営体等の下で、農場等における実践的な研修を行います。

（２）また、農業の基礎的な知識の習得や研修生の仲間づくりに資するため、センターが座学研修を実施します。

（３）なお、受入農業経営体については、研修生の親族（三親等以内の者をいう。）ではないこと、過去に研修生と雇用契約（短期のパート、アルバイトは除く。）を結んでいないことを条件とします。

４　研修費用（自己負担）

（１）座学研修の資料代等実費

（２）傷害保険及び個人賠償責任保険の加入に伴う保険料

（３）交通費や通信費など研修を受けるために要する経費

５　研修及び募集期間

随時

６　応募方法

（１）応募書類

ア　申込書（第１号様式）

イ　履歴書（第２号様式）

（２）応募先

　　　応募者は、管轄する農林水産事務所を経由して、６の（１）の書類をセンター

まで提出してください。

〒030-0801　青森県青森市新町２丁目4-1

公益社団法人あおもり農業支援センター　総務・担い手支援課

７　研修の実施

（１）研修候補生の決定

センターは、応募書類を審査するとともに、応募者と面接を行った上で、研修の実施が可能であると判断した場合は、研修候補生として決定することとし、その旨を応募者及び受入農業経営体等に通知（第３、４号様式）します。

決定後、受入農業経営体等、研修候補生及びセンターの三者による別添「農業研修に関する確認書」を取り交わし、お試し研修を開始します。

（２）お試し研修の実施

ア　お試し研修の期間は１か月間とし、この期間中に研修生の農業に対する適性

や受入農業経営体等との長期の研修に対応可能であるかを確認します。

　 イ　お試し研修期間中、研修候補生が次のいずれかの項目に該当し、受入農業経

営体等が指導しても改善が見られない場合、センターは研修の実施を中止する

こととし、以後研修は行わないこととします。

（ア）受入農業経営体の指導・助言に従わない場合

（イ）受入農業経営体の経営に悪影響を与えた場合

（ウ）理由なく遅刻・早退・欠席を繰り返す場合

（エ）挨拶・返事がない、やる気が感じられない等研修中の態度が悪い場合

（オ）その他研修生として不適切な言動・行動が見られた場合

（３）研修の決定

ア　お試し研修期間経過後、センターが受入農業経営体等に聞き取りを行った上で、研修継続に問題がないと判断した場合には、研修の実施を正式に決定し、応募者、受入農業経営体等、関係市町村長、農林水産事務所長及び青森県農林水産部構造政策課長にその旨を通知（第５号様式～第７号様式）します。

　　イ　なお、研修の決定を受けた者は、お試し研修の期間も準備資金の交付期間に

含めることとします。

８　研修の中止

　　お試し研修開始後、新規就農者育成総合対策（就農準備資金）及び新規就農者確保緊急円滑化対策（就農準備支援資金）の交付決定前に、研修を中止する場合は、速やかに研修中止届（第８号様式）をセンターまで提出してください。

９　研修の決定取消しについて

研修決定後、研修生が７の（２）のイ（ア）～（オ）の項目に該当した場合やそ

の他適正に研修を実施していないことが明らかとなった場合、センターが改善指導

を行います。指導後、なお改善が見られない場合は、研修の決定を取り消すことが

あります。

（第１号様式）

新規就農者養成研修事業申込書

年　　月　　日

公益社団法人あおもり農業支援センター理事長　殿

住　所：〒

氏　名：

[申請者]　電話番号：

（生年月日：　　　　年　　月　　日：　　歳）

ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ：

新規就農者養成研修事業研修生募集要領に基づき、下記のとおり申し込みます。

１　農業を始めようと思った理由

|  |
| --- |
|  |

２　就農時に係る計画

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 就農希望地 |  | 就農予定時期 | | 年　　月 |
| 就農形態 | □新たに農業経営を開始  □親（三親等以内の親族を含む。以下同じ。）の農業経営とは  別に新たな部門を開始  □親の農業経営を継承  □全体、□一部  □雇用就農  □親元就農  □親の経営の全体を継承、□法人の（共同）経営  □親の農業経営とは別に新たな部門を開始  経営継承、法人の（共同）経営  予定時期　　年　　月 | | | |
| 経営面積  飼養頭羽数 | a・頭・羽（合計） | | 農業所得目標 | 万円/年 |
| 経営内容 | 作目：　　　　　　　　　　a  作目：　　　　　　　　　　a  （その他：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | | | |

３　将来の就農ビジョン（生産物の販売方法などを記載）

|  |
| --- |
|  |

４　希望する研修内容

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 作目等 |  | | |
| 地域・  市町村 |  | 研修期間 | 年　　月～  年　　月 |
| 研修内容 | | | |

　　注）原則として研修期間は概ね１年以上２年以内かつ概ね1,200時間以上であること。ただ

し、研修期間内に、播種・育苗から収穫及び出荷・調整までの栽培技術・作業を習得する

ことができ、かつ農業機械・機器・施設の操作方法・整備・安全対策や販売・流通・マーケ

ティングの知識、帳簿や財務諸表の作成、労務管理等の農業経営に関する研修を受けるこ

とができる内容となっている場合には、研修期間を10ヵ月以上かつ年間960時間以上とする

ことも認めることとする。

（第２号様式）

履　　歴　　書

１　氏名等

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ふりがな |  | | | | |
| 住　所 | 〒　　－ | | | | |
| ふりがな |  | | | | |
| 連絡先 | 〒　　－ | | | | |
| ふりがな |  | 生 年 月 日 | 年齢 | 性別 | 電話番号 |
| 氏　名 |  | 昭和　年　月　日  平成　年　月　日 |  | □男  □女 |  |

２　家族構成

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 氏　名 | 続柄 | 生年月日 | 住　　所 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

３　学歴等

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 履  歴 | 年 | 月 | 学歴・職歴(各別に記入) |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  | 年 | 月 | 免許・資格 |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |

（第３号様式）

あお農セ第　　号

年　　 月　　 日

　（応募者）　様

公益社団法人あおもり農業支援センター理事長

新規就農者養成研修事業研修候補生決定通知書

年　　月　　日付けで申込のあった新規就農者養成研修事業について、貴殿を研修候補生として決定しましたので、内容を確認の上、必要書類を提出してください。

なお、研修の最初の１か月間はお試し研修期間となりますので、下記６の留意事項をよく理解した上で研修を始めてください。

記

１　研修期間

年　　月　　日～　　年　　月　　日【　か月間】

　　（うちお試し研修期間：　　年　　月　　日～　　年　　月　　日）

２　研修品目

３　研修カリキュラム

別添のとおり

４　実務研修先

受入農業経営体等名

住所・電話番号

５　提出書類

（１）農業研修に関する確認書

（２）傷害保険及び個人賠償責任保険の保険証券の写し

６　留意事項

（１）研修開始日から１か月間は、お試し研修期間とします。

お試し研修期間中に、研修候補生が次の項目に該当し、受入農業経営体が指導をしても改善が見られない場合は、研修の実施を中止します。

　　　ア　受入農業経営体の指導・助言に従わない場合

イ　受入農業経営体の経営に悪影響を与えた場合

ウ　理由なく遅刻・早退・欠席を繰り返す場合

エ　挨拶・返事がない、やる気が感じられない等研修中の態度が悪い場合

オ　その他研修生として不適切な言動・行動が見られた場合

（２）お試し研修期間経過後、センターが受入農業経営体に聞き取りを行った上で、

研修継続に問題がないと判断した場合には、研修の実施を正式に決定します。

（第４号様式）

あお農セ第　　号

年　　 月　　 日

　（受入農業経営体）　様

公益社団法人あおもり農業支援センター理事長

新規就農者養成研修事業研修候補生の決定について

今般下記の者を研修候補生として決定しましたので、研修候補生に対し、市町村、農林水産事務所等の関係機関・団体と連携しながら、適切に指導してくださるようお願いします。

なお、研修の最初の１か月間は下記６の留意事項のとおりお試し期間となりますので、長期間の研修が受入可能か御確認をお願いします。

また、研修の開始に当たり、農業研修に関する確認書を提出してください。

記

１　研修候補生

氏名：

住所：　　　　　　　　　　　　　　電話

２　研修期間

年　　月　　日～　　年　　月　　日【　か月間】

　　（うちお試し研修期間：　　年　　月　　日～　　年　　月　　日）

３　研修品目

４　研修カリキュラム

別添のとおり

５　提出書類

農業研修に関する確認書

６　留意事項

（１）研修開始日から１か月間は、お試し研修期間とします。

お試し研修期間中に、研修候補生が次の項目に該当し、受入農業経営体が指導をしても改善が見られない場合は、研修の実施を中止することができます。該当する場合は、センターまでご連絡をお願いします。

　　　ア　受入農業経営体の指導・助言に従わない場合

イ　受入農業経営体の経営に悪影響を与えた場合

ウ　理由なく遅刻・早退・欠席を繰り返す場合

エ　挨拶・返事がない、やる気が感じられない等研修中の態度が悪い場合

オ　その他研修生として不適切な言動・行動が見られた場合

（２）お試し研修期間経過後、センターが受入農業経営体に聞き取りを行った上で、

研修継続に問題がないと判断した場合には、研修の実施を正式に決定します。

（第５号様式）

あお農セ第　　号

年　　 月　　 日

　（研修候補生）　様

公益社団法人あおもり農業支援センター理事長

新規就農者養成研修事業研修決定通知書

　　年　　月　　日付けで申込のあった新規就農者養成研修事業について、下記のとおり実施することとしましたので、お知らせします。

記

１　研修期間

年　　月　　日～　　年　　月　　日【　か月間】

（うちお試し研修期間：　　年　　月　　日～　　年　　月　　日）

２　研修品目

３　研修カリキュラム

別添のとおり

４　実務研修先

受入農業経営体等名

住所・電話番号

（第６号様式）

あお農セ第　　号

年　　 月　　 日

　（受入農業経営体）　様

公益社団法人あおもり農業支援センター理事長

新規就農者養成研修事業研修の決定について

今般下記のとおり決定しましたので、研修生に対し、市町村、農林水産事務所等の関係機関・団体と連携しながら、適切に指導くださるようお願いします。

記

１　研修生

氏名：

住所：　　　　　　　　　　　　　　電話

２　研修期間

年　　月　　日～　　年　　月　　日【　か月間】

（うちお試し研修期間：　　年　　月　　日～　　年　　月　　日）

３　研修品目

４　研修カリキュラム

別添のとおり

（第７号様式）

あお農セ第　　号

年　　 月　　 日

関係市町村長　殿

関係農林水産事務所長　殿

青森県農林水産部構造政策課長　殿

公益社団法人あおもり農業支援センター理事長

新規就農者養成研修事業研修の決定について

このことについて、下記のとおり決定しましたので、お知らせします。（以下、農林水産事務所長宛て追記）つきましては、受入農業経営体~~等~~による研修生への指導に御協力くださるようお願いします。

記

１　研修概要

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 受入農業経営体 | 研修生 | 研修期間 |
| 氏名  住所 | 氏名  住所 | 年　月　日～  　　年　月　日 |

２　研修品目

３　研修カリキュラム

別添のとおり

（第８号様式）

研 修 中 止 届

　　　年　　　月　　　日

公益社団法人あおもり農業支援センター理事長　殿

氏　名

下記理由により、新規就農者養成研修を中止したため、研修中止届を提出します。

|  |  |
| --- | --- |
| 中止日 | 年 月　　日 |
| 中止理由 |  |

農業研修に関する確認書

（別添）

新規就農者育成総合対策実施要綱（令和４年３月29日付け３経営第3142号農林水産事務次官依命通知）別記２第２の１及び新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱（令和５年12月１日付け５経営第2016号農林水産事務次官依命通知）別記１第２の１の事業の対象となる研修を実施するに当たり、受入農業経営体（以下「甲」という。）、研修生（以下「乙」という。）及び研修機関公益社団法人あおもり農業支援センター理事長（以下「丙」という。）は、農業研修について、次のとおり確認する。

第１条（研修期間）

研修期間は、　　　年　　　月　　　日から　　　年　　　月　　　日までとする。

（そのうち、　　年　月　日から　　年　月　　日まではお試し研修期間とする。）

第２条（お試し研修の実施）

（１）研修開始から１か月間は、お試し研修期間とし、この期間に乙の農業に対する適性や甲の

もとでの長期の研修に対応可能であるかを確認する。

（２）お試し研修期間中、乙が次の項目に該当し、甲が指導しても改善が見られない場合、丙は

研修の実施を中止することとし、以後研修は行わないこととする。

ア　受入農業経営体の指導・助言に従わない場合

イ　受入農業経営体の経営に悪影響を与えた場合

ウ　理由なく遅刻・早退・欠席を繰り返す場合

エ　挨拶・返事がない、やる気が感じられない等研修中の態度が悪い場合

オ　その他研修生として不適切な言動・行動が見られた場合

第３条（研修生の責務）

乙は、研修期間中、丙及び甲の指示に従い、誠実な研修を遂行するとともに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（１）乙は、研修期間中に知り得た甲の業務上の機密、又は甲と取引する顧客情報等（個人情報含む。） について、他に漏洩してはならない。

（２）乙は、甲の信用を害し品位を傷つける行為、研修の目的を逸脱する行為、その他不道徳な行為及び不法な行為をしてはならない。

（３）乙は、研修期間中の不慮の事故に備え、あらかじめ傷害保険及び個人賠償責任保険に加入しなければならない。

（４）乙は、研修計画に即して必要な技能を習得しなければならない。

（５）乙は、甲の確認を受けた後、研修状況報告書及び作業日誌を丙に提出する。提出は半年ごとに行い、交付対象期間経過後、１か月以内に行う。

（６）上の（１）から（５）に違背した場合、甲は丙に対し研修の継続について協議を求めるものとする。

第４条（受入農業経営体の責務）

（１）甲は、乙が研修終了後速やかに独立・自営就農、雇用就農又は親元就農し、就農後５年以内に農業経営を継承する又は法人の経営者となることができるよう適切に生産技術等を習得させなければならない。

（２）甲は、乙を労働者として扱ってはいけない。また、適宜、休養日（４週間を通じて４日以上が目安）を設けるよう乙を指導し、乙が過労とならないよう配慮すること。

（３）研修時間は、概ね年間1,200時間以上2,000時間を超えない範囲で実施するものとする。また、１か月の研修時間は概ね100時間以上を目安に確保すること。ただし、農閑期にはこれを下回っても止むを得ないものとする。

（４）丙が開催する座学研修へ乙を出席させるとともに、これを研修時間に加えるものとする。

（５）甲は、乙の研修状況報告書及び研修日誌の内容を確認すること。

第５条（研修機関の責務）

丙は、乙の研修状況を把握し、問題がある場合は直ちに対処しなければならない。

第６条（損害賠償）

（１）乙は、研修中に、その責めに帰する事由により、甲又は第三者に損害を与えた場合には、その損害を賠償しなければならない。

（２）乙は、研修における不慮の事故について、第３条（３）の規定に基づく傷害保険による給付があったときには、甲及び丙に対し、当該不慮の事故についての損害賠償その他一切の請求を行わないものとする。

第７条（その他）

この確認書に定める事項について疑義が生じた場合、又はこの確認書に定めのない事項については、確認書の趣旨に則り、甲、乙及び丙協議の上、定めるものとする。

本確認書締結の証として、本書３通作成し、甲、乙及び丙記名捺印の上、それぞれ各１通を保有する。

年　　月　　日　　甲（受入農業経営体）

（住　所）

（氏　名）　　　　　　　　　　　　　　　　　印

乙（研修生）

（住　所）

（氏　名）　　　　　　　　　　　　　　　　　印

丙（研修機関名）

（住　所）青森県青森市新町二丁目４番１号　青森県共同ビル６階

（氏　名）公益社団法人あおもり農業支援センター

理 事 長　　　　　　　　　　　　　印